



つくばみらい市規則第26号

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月24日

つくばみらい市長

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年つくばみらい市規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。